(2) 公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用

現在、公営住宅のグループホーム・ケアホームとしての活用については、 公営住宅をグループホーム・ケアホームとして活用することを希望する団地 における空き家の状況や、地方公共団体における福祉部局と住宅部局との連 携の実態等の地域の事情に応じて地方公共団体毎にご検討いただいていると ころですが、平成 21 年 5 月 1 日付け国住備第 51 号により各都道府県・指定 都市住宅担当部長宛に通知済みの「公営住宅のグループホーム事業への活用 に関するマニュアル」において、応募倍率との関係や福祉部局と住宅部局の 連携について、その考え方等を示しておりますので、今後、本マニュアルを 活用しつつ、公営住宅の活用の促進を図っていただきますようお願いいたし ます。

(3) グループホーム・ケアホームの整備費助成

厚生労働省では、グループホーム・ケアホームの整備を促進するための施設 整備費の助成及びグループホーム・ケアホームを実施するにあたり借上げに伴 う初度経費(敷金・礼金)等の助成を、事業者に対し行っています。

また、国土交通省では、平成 21 年度から、公営住宅をグループホーム・ケアホームとして利用するための改良工事費について、地域住宅交付金(基幹事業)の助成対象に追加しました。

つきましては、これらの助成措置の周知の徹底及び積極的な活用についての ご協力をお願いいたします。

2. 公的質貸住宅の入居促進について

(1)公営住宅への入居促進

住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸又は転貸される公営住宅には、障害者の地域生活の場として積極的な役割が期待されており、これまでも 障害者の単身入居を可能とする入居者資格要件の緩和及び優先枠設定等によ る優先入居や障害者向けの公営住宅の供給が実施されているところです。

また、高齢者・障害者の生活特性に配慮しバリアフリー化された公営住宅等と、LSA(ライフサポートアドバイザー(生活援助員))による生活相談・緊急時対応等のサービスを併せて提供するシルバーハウジングプロジェクトも実施されているところです。 貴職におかれては、今後、これらの取組を一層進め、障害者のさらなる入居促進へのご配慮をお願いいたします。

また、公営住宅が不足する地域において新たに公営住宅の供給を行う場合にあっては、障害者の優先入居を想定し、施設等に近接する既存民間住宅を活用した公営住宅等が地域移行をするうえで有効な受皿となることが考えられるため、既存民間住宅の一部を借り上げ、公営住宅として供給する等のご検討をお願いいたします。

なお、平成 21 年度から、既存民間住宅の一部を借り上げて公営住宅とする 場合に、同一建物の他の住宅の家賃とのバランス等を考慮し、地方公共団体が 近傍同種の住宅の家賃^{注)} の額を補正することができるよう、その算定方法を 見直しています。

注)「近傍同種の住宅の家賃」とは、毎年度、事業主体が近傍同種の住宅(その敷地を含む。)の時価、修繕費、管理事務費等を勘案して定めるものであり、当該公営住宅と同等の賃貸住宅の利用対価として通常入居者が支払うべき賃料として算定されるものです。

(2) 安心住空間創出プロジェクト

建替事業等の実施を計画している公的賃貸住宅団地や福祉施設等が不足している地区に存する公的賃貸住宅団地については、余剰地や空き施設床に福祉施設を積極的に誘致・導入するとともに、バリアフリー化の促進を図り、多様な世帯が安心して暮らすことができる住空間を整備していただきますようお願いいたします。

なお、公的賃貸住宅の整備とあわせて福祉施設を整備する場合には、高齢 者等居住安定化緊急促進事業の活用が可能です。

3. 民間質貸住宅への入居の円滑化について

障害者の住まいの場の確保を図るためには、民間賃貸住宅への入居を促進することも重要であり、これらの積極的な取組をお願いいたします。

(1) 居住支援協議会の積極的な活用

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第 10 条の規定に基づき、障害者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、地方公共団体の住宅部局及び福祉部局、宅地建物取引業者や賃貸住宅を管理する事業を営む者に係る団体、居住に係る支援を行う営利を目的としない法人等からなる居住支援協議会を組織することができることとなっているので、その積極的な活用をお願いいたします。

(2) あんしん賃貸支援事業

障害者等が入居可能な民間賃貸住宅の確保を進めるため、地方公共団体、支援団体 (NPO・社会福祉法人等)及び仲介事業者等が連携して入居可能な民間賃貸住宅の登録情報の提供及び居住支援を行う「あんしん賃貸支援事業」を平成18年度から実施しているところです。

本事業の推進を図るため、平成20年2月1日付けで「あんしん賃貸支援事・業の推進を図るための住宅施策と福祉施策の連携について」(雇児総発第0201011号、障障発第0201001号、老振発第0201001号、国住傭第97号)を発出しているところですが、より一層、障害者の民間賃貸住宅への円滑な入居を図るため、本事業の周知の徹底及び積極的な活用についてのご協力をお願いいたします。

(3)公的な家賃債務保証制度

障害者等の入居を受け入れることとしている賃貸住宅に対し、未払い家賃の 債務保証を(財)高齢者住宅財団が実施する「家賃債務保証制度」については、 平成21年度から、対象となる障害者の範囲を拡充するとともに、滞納家賃に 係る保証月数を延長したところであり、今後これらの制度の普及についても、 ご協力をお願いいたします。

(硫字者の対象)

身体障害者 (現行) 1~4級→ (改正) 1~6級 精神障害者 (現行) 1~2級→ (改正) 1~3級 〈保証月数〉

(現行) 家賃の6ヶ月→(改正) 家賃の12ヶ月

4. 住宅のバリアフリー化の支援について

障害者が安全な住まいに安心して暮らすためには、住まいのバリアフリー化 を促進することも重要であり、住宅に係るバリアフリー改修については税制及び 交付金による支援を行っています。

(1) バリアフリー改修促進税制等

所得税については、障害者等が一定の家屋について一定のバリアフリー改修工事を行ったうえで、居住の用に供した場合に、ローン型減税(平成25年3月31日まで)・投資型減税(平成22年12月31日まで)として、所定の税額を控除することとしており、固定資産税については、平成22年3月31日までに、障害者等が同様のバリアフリー改修工事を行った場合に、当該家屋に係る翌年度分の固定資産税額(100㎡相当分までに限る。)を3分の1減額することとしていますので、周知の徹底についてのご協力をお願いいたします。

(2) 地域住宅交付金の積極的な活用

地方公共団体が民間住宅のバリアフリー改修に対して助成を行う場合、地域住宅交付金の提案事業として、事業費の概ね 45%について、助成を受けることが可能ですので、その積極的な活用をご検討ください。

研究委員 (五十音順)

牛谷 正人(社会福祉法人オープンスペースれがーと 副理事長)

梶原 厚子 (訪問看護ステーションほのか)

加瀬 進 (東京学芸大学特別支援科学講座・准教授)

木下 大生 (独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園)

鈴木 直也 (NPO 法人起業支援ネット 副理事長)

関原 深 (株式会社インサイト 代表取締役)

田中 正博 (NPO 法人全国地域生活支援ネットワーク 代表)

水流 源彦(社会福祉法人ゆうかり学園 副理事長)

戸枝 陽基(NPO法人ふわり・社会福祉法人むそう理事長)

西村 幸 (きんき会相談支援事業所)

福岡 寿(高水福祉会常務理事・北信圏域障害者総合支援センター所長)

村上 和子(社会福祉法人シンフォニー 理事長)

涌井 幸夫(社会福祉法人中越福祉会みのわの里工房こしじ 園長)

厚生労働省 平成 21 年度障害者保健福祉推進事業

安心して暮らせる地域の拠点モデル事業の運営マニュアル作成事業

発行 2010年3月31日

社会福祉法人 愛成会

164-0001 東京都中野区中野5-26-18

TEL. 0 3-3387-0082

FAX. 03-3387-0820

発行人 理事長 井上庸一